

## 甲賀市新型コロナウイルス感染症に伴う飲食事業者支援金 Q & A

( 追加 / 6月9日 )

### 【補助対象者】

Q 1. 従業員数が税務申告書類の記載数と異なっているがどうしたらよいか。

A 1. 別紙募集要領の別表 1 を踏まえて積算した従業員数を「様式第 2 号 売上高等計算書」に記載してください。

Q 2. 代々、仕出し屋（デリバリー）を営んでいる。申請できるか。

A 2. 令和 2 年 2 月以降、2 ヶ月間の売り上げが前年同月比 20 % 以上減収されていれば、申請できます。

Q 3. 仕出し屋を営んでいる。3 月までは順調に注文があったが、他の飲食店等が仕出し等に取り組んだため、注文が激減した。申請できるか。

A 3. 令和 2 年 2 月以降、2 ヶ月間の売り上げが前年同月比 20 % 以上減収されていれば、申請できます。

Q 4. 令和 2 年 2・3 月の 2 ヶ月間の売り上げが前年同月比 20 % 以上減収した。内訳は、以下のように、2 月は増えて、3 月は激減しているが、申請できるか。  
また、2 月に取り組んだデリバリーを申請できるか。

2019 年の売上高		2020 年の売上高		
2 月	100 万円	2 月	120 万円	前年度比 増
3 月	100 万円	3 月	20 万円	前年度比 減
合計	200 万円	合計	140 万円	前年度比 2 か月で 30% 減収

A 4. 申請できます。なお、申請できるのは、令和 2 年 4 月以降に取り組まれたテイクアウト又はデリバリーです。

Q 5. 令和 2 年 8 月～9 月（2 ヶ月間）の売り上げが、前年同月比 20 % 以上減収した。申請できるか。以前からデリバリーも業態の一部として取り組んでいるが、4 月実績に遡って 3 か月分申請できるか。

A 5. 8 月分から申請できます。申請できるのは 2 か月分のみとなります。

Q 6. 「創業又は業容拡大した場合、月別の売上高が生じない場合等により、単純に前年の同月に対する売上高の比較が困難な場合について、別に定める手続により対象となること」とは、具体的にどのようなものがあるのか。

A 6. 業様式第2号「売上高計算表」に変わる参考様式を別途定めています。具体的には、以下の参考様式により、20%以上売上高が減少していることを示していただくこととなります。

○創業した場合 → 参考様式2-(1)

○業容が拡大した場合 → 参考様式2-(2)

○売上が生じない月がある場合 → 参考様式2-(3)

また、売上高の減少については、セーフティネット4号認定書の添付で、記載に替えることもできます。

その他、業容の悪化について個別の積算方法がある場合は、別途ご相談ください。

**Q 7. 前年2月から4月まで入院により、休業していたため、売上げはゼロだった。新型コロナウイルスの影響を受けており、申請したいが、補助対象にならないか。**

A 7. 対象になりえます。セーフティネット保証の認定基準の運用の緩和に準じて審査します。様式第2号における売上高の減少の算定については、セーフティネット4号認定の認定証をもって替えることができます（この場合、認定書の有効期限は問いません。）。

**Q 8. 創業から1年未満であり、前年同月の売上げを証明できる書類がない。新型コロナウイルスの影響を受けており、申請したいが、補助対象にならないか。**

A 8. 令和2年3月31日以前に創業されている小規模企業者であれば、対象になりえます。セーフティネット保証の認定基準の運用の緩和に準じて審査します。様式第2号における売上高の減少の算定については、セーフティネット4号認定の認定証をもって替えることができます（この場合、認定書の有効期限は問いません。）。

**Q 9. 令和2年3月上旬に甲賀市内で飲食店を創業した。新型コロナウイルスの影響を受けており、申請したいが、補助対象にならないか。**

A 9. 令和2年3月31日以前に創業されている小規模企業者であれば、対象になりえます。セーフティネット保証の認定基準の運用の緩和に準じて審査します。様式第2号における売上高の減少の算定については、セーフティネット4号認定の認定証をもって替えることができます（この場合、認定書の有効期限は問いません。）。

**Q 10. 市内で小売店を営んでいる法人であるが、飲食店を併設して営んでいる。飲食店でテイクアウトを行っているが対象となるか。**

A 10. 小規模企業者で、適切な食品営業許可を得ている法人であれば、対象になりえます。ただし、常時使用する従業員の人数（5人以内）及び売上高の減少要件は、法人全体での数字で判断します。

※ 以下、すべて売上高の減少要件を満たしていることを前提としたもの。

**Q 1 1. サラリーマンであるが、依頼があれば、シフォンケーキを製造販売している。自宅（市内）の一部を店舗とし、週末のマーケット等での販売やデリバリーが主である。マルシェやマーケットが開催されず、大きく減収している。申請できるか。**

A 1 1. 申請できます。ただし、必要な営業許可（届出では不可）を取得されていることと、  
税務申告をされていることが条件となります。

**Q 1 2. 自動車で移動販売をしている。申請できるか。**

A 1 2. 市内での営業分に限り、申請できます。ただし、次のすべての条件を満たす場合に  
限ります。

- ①甲賀保健所から「自動車営業」の営業許可を取得していること（他の保健所の許可では  
不可）。
- ②税務申告をしていること。
- ③土地・建物の所有者（管理者）から許可を得て営業していること（許可書に類する書類  
を添付してください）。

**Q 1 3. 移動屋台による飲食業を営んでいる。申請できるか。**

A 1 3. 市内での営業分に限り、申請できます。ただし、次のすべての条件を満たす場合に  
限ります。

- ①甲賀保健所から「特定簡易営業」の食品営業許可（届出では不可）を取得していること  
が条件となります。
- ②税務申告をしていること。
- ③土地・建物の所有者（管理者）や僱主主権者等から許可を得て営業していること（許可  
書に類する書類を添付してください）。

**Q 1 4. 4月1日時点では小規模企業者であったが、6月1日付で正社員を雇用し、「常時  
使用する従業員」が6人となり、小規模企業者でなくなった。申請できるか。**

A 1 4. 4月分と5月分の2か月分は請求できます。6月以降は請求できません。

**Q 1 5. 甲賀市に住民登録がある個人事業主であるが、店舗は甲賀市外のみである。申請  
できるか。**

A 1 5. 申請できません。飲食事業者の支援だけでなく、外出抑制を要請している市民のた  
めの市内でのテイクアウト・デリバリー普及を目的とする支援金であるためです。

**Q 1 6. 湖南市に住民登録がある個人事業主であるが、水口町内で飲食店を経営している。  
申請できるか。**

A 1 6. 申請できません。

**Q 1 7. 甲賀市内（2店舗）と甲賀市外（2店舗）に飲食店4店舗を経営しているが、全4店舗のデリバリーを合算して申請してよいか。**

A 1 7. 甲賀市内店舗分のみ申請できます。飲食事業者の支援だけでなく、外出抑制を要請している甲賀市民のための市内でのテイクアウト・デリバリー普及を目的とする支援金であるためです。

**Q 1 8. 6月1日に飲食店営業の営業許可を受け、これからテイクアウト中心の飲食店を開業する。申請できるか。**

A 1 8. 申請できません。令和2年3月31日以前に開業された飲食事業者が対象となります。

#### **【補助対象事業】**

**Q 1 9. デリバリーの注文をいただいたが、配達準備中に、お客様が直接取りに来られた。デリバリーかテイクアウトか、どちらで計上するか。**

A 1 9. テイクアウトで計上してください。デリバリーの1件500円は配達に要する経費に対する補助金です。

**Q 2 0. デリバリーの注文をいただいたが、他の配達がつてこんでおり、お客様に直接取りに来ていただくようお願いした。デリバリーかテイクアウトか、どちらで計上するか。**

A 2 0. テイクアウトで計上してください。

**Q 2 1. 配達できる対象地域を限定しており、対象地域外の方には店頭で買いに来ていただいている。同じ商品であるが、デリバリーとテイクアウトを区分して申請する必要があるか。**

A 2 1. 配達分はデリバリーで、店頭販売分はテイクアウトで計上してください。

**Q 2 2. 甲賀市内の店舗から、湖南市（市外）のお客様に配達した。デリバリーで計上してよいか。**

A 2 2. 市外へのデリバリーは計上できません。甲賀市民の飲食事業者の支援だけでなく、外出抑制を要請している甲賀市民のための市内でのテイクアウト・デリバリー普及を目的とする支援金であるためです。

Q 2 3. テイクアウトの際に、お茶のペットボトルも販売した。売上金額として計上できるか。

A 2 3. 計上できます。

Q 2 4. 税務署の講習を受け、地酒のテイクアウトを始めた。売上金額として計上できるか。

A 2 4. 計上できます。

Q 2 5. 焼肉店を営んでおり、注文があれば、生肉（カット肉）をデリバリーしている。申請できるか。

A 2 5. 申請できます。ただし、適切な「食肉販売業」に係る食品営業許可を取得されていることが条件となります。許可を受けた食肉販売業者から食肉を裁断包装したものを購入し、保管し、注文配達する場合でも食肉販売業の許可が必要となります。

Q 2 6. サンドイッチ、ケーキ、パン、たいやきを製造し、店頭で販売している。テイクアウトで申請できるか。

A 2 6. 申請できます。ただし、サンドイッチは「飲食店営業」の、ケーキ、パン、たいやきは「菓子製造業」の食品営業許可を取得していることが条件となります。

Q 2 7. 焼肉、ローストビーフを製造し、店頭で販売している。テイクアウトで申請できるか。

A 2 7. 申請できます。ただし、「食肉製品製造業」の食品営業許可を取得していることが条件となります。

### 【申請手続き】

Q 2 8. 申請書の提出方法は。

A 2 8. 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、申請書の提出は、原則、郵送のみとします。

Q 2 9. 市役所の窓口<sup>に提出してもいいですか。</sup>

A 2 9. 提出できません。原則、商工会への郵送での申請となります。

Q 3 0. 申請書類の提出期限は。

A 3 0. 提出期限は令和2年10月30日までです。ただし、申請の対象は、9月30日までに実施されたテイクアウト・デリバリーです。

**Q 3 1. 一旦は提出期限までに提出したが、申請内容に不備があり、訂正しなければならない。訂正は10月30日以降になってもよいか。**

A 3 1. 訂正済みの申請書類を、提出期限までに提出しなければなりません。申請書類の作成には十分ご注意くださいとともに、期限に余裕をもって申請してください。

**Q 3 2. 毎月申請してもよいか。申請は1回限りか。**

A 3 2. 毎月申請も可能です（最大3回）。3か月分まとめて申請も可能です。支援金の振込みは1申請ごとに行います。

また、複数の店舗をまとめて申請いただくことも可能です。その際は、参考様式2の「2. 申請金額の算定」の欄は下記の例のように記載してください。参考様式2が複数枚になる場合は、2枚目以降の「1. 新型コロナウイルス感染症の影響による売上げ減少の状況」の記入は不要です。

2. 申請金額の算定  
(\_\_月分) ○○○店

テイクアウトの売上高_____円×20%	円 (A)
デリバリーの件数_____件×@500円	円 (B)
支援金額 (上限100,000円)	円 (A+B)

**Q 3 3. 支援金はいつ支払われるのか。**

A 3 3. 交付決定及び額の確定通知書を送付後、30日以内に指定口座へ振り込みます。

#### 【支援金額】

**Q 3 4. デリバリーの1件のカウントの考え方は。**

A 3 4. 1件=1配達先とします。例えば、1回の配達で10個の弁当を1箇所に配達した場合は「1件」とします。1個の弁当を10箇所に配達した場合は「10件」とします。一度の車両運行で10箇所に配達した場合は「10件」とします。

#### 【添付資料】

**Q 3 5. テイクアウト営業には、どのような許可があるか。**

A 3 5. 関係する営業許可を受けていない場合は、交付金の交付対象とできません。

飲食店営業の営業許可証の「種目」欄に、デリバリーの場合は「仕出し屋」、テイクアウトの場合は「弁当屋」又は「そうざい屋」の記載があることをご確認ください。記載がない場合は、当該営業を行うまでに、食品衛生法に基づく「営業許可申請事項変更届」を甲賀保健所に提出し、種目を追加してください。なお、飲食店営業の営業許可に関してご不明な点は、甲賀保健所生活衛生係にお問い合わせください。

酒類のテイクアウトに関してご不明な点は、水口税務署（電話 0748-63-6149）にお問い合わせください。

**Q 3 6 . 申請者名と営業許可書の名義が異なる。**

A 3 6 . 申請者と営業許可書は同一の場合のみ対象とします。営業許可書の名義で申請してください。

なお、法人名称の変更や婚姻などにより、申請者名と営業許可証記載の名称とが異なる場合は、名称変更の経過が確認できる書類を添付してください。事業継承の場合は、営業許可申請事項変更届を甲賀保健所に提出し、写し（受付印のあるもの）を添付してください。

**Q 3 7 . 自らの産業分類が分からない。**

A 3 7 . 別紙募集要領の別表 2 で、業態が最も近いもの（4桁のコード）を選んで記載してください。

なお、対象については、日本標準産業分類における大分類M（宿泊業、飲食サービス）であり、食品製造業（大分類E 製造業）は除きます。

**Q 3 8 . テイクアウト用の売上台帳はつくっていない。**

A 3 8 . 任意様式で可としますが、例示する様式を使用していただくこともできます。支援金の対象金額・件数が把握できないと申請できません。

**Q 3 9 . お客様の個人情報保護のため、配達先の情報は記載できない。**

A 3 9 . 申請には、配達先が確認できる根拠書類の提出までは必要としません。なお、任意様式により配達による支援金の対象金額・件数を示した書類を添付の上、申請してください。また任意様式で可としますが、例示する様式を使用していただくこともできます。

**Q 4 0 . 通帳の見開きのコピーを添付する必要があるが、ネット銀行など通帳がない場合はどうしたらいいか。**

A 4 0 . ネット銀行の場合は、銀行や支店名、振込口座がわかるもの（キャッシュカード等）で代用いただいても結構です。

## 【対象期間】

### Q 4 1. 支援金の対象となる期間は。

A 4 1. 令和2年4月1日から同9月30日までの間に取り組みられたテイクアウト又はデリバリーを支援金の算定対象とします。

### Q 4 2. 新型コロナウイルス感染症の状況が収束しない場合、対象期間の延長はあるか。

A 4 2. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、急激に売り上げが減少する中、早期に新たなチャレンジをする事業者への支援を目的としていることから、現時点では、延長の予定はありません。

### Q 4 3. 予算額を超えた時点で申請受付は打ち切るのか。先着順か。

A 4 3. 提出された申請書はすべて受け付けます。申請額が、予算額を超えた場合については、基本的には、議会に補正予算を提案し、お認めいただいたうえで対応したいと考えていますが、対象となられる事業者に、一日でも早く支援をお届けする必要があることから、予算の執行状況と議会での審議日程等を勘案し、調整のうえ、予備費の活用も視野に入れ対応させていただきたいと考えています。

## 【その他】

### Q 4 4. テイクアウト・デリバリーについて個店で取り組んでいるが、販路拡大のためのサポートはあるのか？

A 4 4. 市内飲食事業者の取組みを専用WEBサイトで広く紹介する準備を進めています。本支援金の申請事業者の取組みは全て掲載します。また、新たな販路として定着するよう、今後も地域の商業振興を目的として、継続して情報発信等を進める予定をしています。

併せて、複数の飲食事業者がまとまって積極的な取り組みを進めようとする場合についても、広報等の支援を行う予定です。

### Q 4 5. 支援金の対象となったテイクアウト・デリバリーの内容（売上高等）について、個別の検査等はあるのか？

A 4 5. 支援金支払い後に、市、商工会又は国の会計検査院が、個別に検査を実施する場合があります。また、税当局に申請内容について情報提供を行う場合があります。

なお、支援金の申請に係る証拠書類等は、申請者が、整理し、5年間保管しなければなりませんのでご承知ください。

Q 4 6 . 市税を滞納しているが、申請できるか。

A 4 6 . 申請できます。

Q 4 7 . 市内の 4 店舗分を申請していいか？

A 4 7 . 支援金の額には上限があります。1 事業者が申請できるのは、1 月当たり 3 店舗まで、1 店舗につき 1 月当たり 1 0 万円以内となります。

例)

	○月分	○月分	○月分
A 店舗	1 0 万円まで○	1 0 万円まで○	1 0 万円まで○
B 店舗	1 0 万円まで○	×	1 0 万円まで○
C 店舗	1 0 万円まで○	1 0 万円まで○	×
D 店舗	×	1 0 万円まで○	1 0 万円まで○

【追加／6月9日】

Q 4 8 . 市内でコンビニを経営しているが、店内調理の弁当や総菜を販売している。これはテイクアウトとして申請できるか。

A 4 8 . 補助対象者に該当すれば、申請できます。ただし、申請の対象は、飲食営業許可の対象となる店内調理の弁当や総菜に限ります。

Q 4 9 . 市内に本店を置き、製造業を営む法人である。業態の一部として、レストランを営んでおり、テイクアウトとデイバリーに取り組んでいる。常時使用する従業員数は 1 0 人であり、製造業としては小規模企業者であるので、申請してよいか。

A 4 9 . 小規模企業者であれば、申請できます。主たる業態が製造業であれば、常時使用する従業員数は 2 0 人以下となります。主たる業態が、飲食事業以外の事業者については、確定申告書等で主たる業態を明らかにしていただく必要があります。なお、従業員数及び売上高の減収要件は、法人全体で判断します。

※主に創業した場合を想定した参考様式です。以下により20%以上の減少がみられる場合に適用とします。  
 ※この場合、開業届の写しを添付してください。

参考様式2 - (1) (第5条関係)

売上高等計算書

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による売上げ減少の状況

(1) 令和2年2月以降、最近1か月の売上高及びそれ以前の売上高

最近1か月の売上高等		①の期間前	
年 月	円	年 月	円
合計①	円	合計②	円

(2) 計算式

$$\frac{\text{①} + \text{②}}{3} = \text{円} \text{③}$$

$$\frac{\text{③} - \text{①}}{\text{③}} = \text{\% (小数点第3位以下切り捨て)}$$

※売上高の現状額の分かる資料を添付すること。(例：売上台帳等の写し、試算表等)

※複数の店舗・事業を営んでいる場合は総額により計算すること。

2. 申請金額の算定

( \_\_\_ 月分)

テイクアウトの売上高 _____ 円 × 20%	円 (A)
デリバリーの件数 _____ 件 × @ 500円	円 (B)
支援金額 (上限100,000円)	円 (A+B)

( \_\_\_ 月分)

テイクアウトの売上高 _____ 円 × 20%	円 (A)
デリバリーの件数 _____ 件 × @ 500円	円 (B)
支援金額 (上限100,000円)	円 (A+B)

( \_\_\_ 月分)

テイクアウトの売上高 _____ 円 × 20%	円 (A)
デリバリーの件数 _____ 件 × @ 500円	円 (B)
支援金額 (上限100,000円)	円 (A+B)

※申請及び請求できる支援金は最大3月分とする。

※申請済の内容は記載しないこと。

3. 前年の同月に対する売上高の比較が困難な理由

上記内容について、事実には相違ありません。

年 月 日

住 所

氏 名

印

※ 主に急激な業容拡大による場合の参考様式です。以下により20%以上の減少がみられる場合に適用とします。

参考様式2-(2)(第5条関係)

売上高等計算書

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による売上げ減少の状況

(1) 最近1か月間の売上高と一昨年1年間の平均売上高

最近1か月間の売上高 \_\_\_\_\_ 円①

$\frac{\text{一昨年1年間の売上高}}{12} = \text{_____ 円② (一昨年1年間の平均売上高)}$

(2) 計算式

$\frac{\text{②}-\text{①}}{\text{②}} = \text{_____ \% (小数点第3位以下切り捨て)}$

※ 売上高の現状額に分かる資料を添付すること。(例：売上台帳等の写し、試算表等)

※ 複数の店舗・事業を営んでいる場合は総額により計算すること。

2. 申請金額の算定

(\_\_\_\_月分)

テイクアウトの売上高 _____ 円 × 20%	円 (A)
デリバリーの件数 _____ 件 × @ 500円	円 (B)
支援金額 (上限100,000円)	円 (A+B)

(\_\_\_\_月分)

テイクアウトの売上高 _____ 円 × 20%	円 (A)
デリバリーの件数 _____ 件 × @ 500円	円 (B)
支援金額 (上限100,000円)	円 (A+B)

(\_\_\_\_月分)

テイクアウトの売上高 _____ 円 × 20%	円 (A)
デリバリーの件数 _____ 件 × @ 500円	円 (B)
支援金額 (上限100,000円)	円 (A+B)

※申請及び請求できる支援金は最大3月分とする。

※申請済の内容は記載しないこと。

3. 前年の同月に対する売上高の比較が困難な理由

上記内容について、事実相違ありません。

年 月 日

住 所

氏 名

印

※ 主に毎月売上があがらない場合を想定した参考様式です。以下により20%以上の減少がみられる場合に適用とします。

参考様式2-(3)(第5条関係)

売上高等計算書

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による売上げ減少の状況

(1) 今年度見込まれる月別平均売上高と昨年1年間の月別平均売上高

今年度見込まれる月別平均売上高 \_\_\_\_\_ 円①

$\frac{\text{昨年1年間の売上高}}{12} = \text{_____ 円② (昨年1年間の月別平均売上高)}$

(2) 計算式

$\frac{\text{②}-\text{①}}{\text{②}} = \text{_____ \% (小数点第3位以下切り捨て)}$

※ 複数の店舗・事業を営んでいる場合は総額により計算すること。

2. 申請金額の算定

(\_\_月分)

テイクアウトの売上高 _____ 円 × 20%	円 (A)
デリバリーの件数 _____ 件 × @ 500円	円 (B)
支援金額 (上限100,000円)	円 (A+B)

(\_\_月分)

テイクアウトの売上高 _____ 円 × 20%	円 (A)
デリバリーの件数 _____ 件 × @ 500円	円 (B)
支援金額 (上限100,000円)	円 (A+B)

(\_\_月分)

テイクアウトの売上高 _____ 円 × 20%	円 (A)
デリバリーの件数 _____ 件 × @ 500円	円 (B)
支援金額 (上限100,000円)	円 (A+B)

※申請及び請求できる支援金は最大3月分とする。

※申請済の内容は記載しないこと。

3. 前年の同月に対する売上高の比較が困難な理由

上記内容について、事実と相違ありません。

年 月 日

住 所  
氏 名

印